

東 部 中 央

すみよいまちづくり

土 地 区 画 整 理 事 業

平成12年11月1日発行 第12号

発行 白岡町役場都市整備課

白岡駅東部中央土地区画整理事務所

☎349-0217 白岡町大字小久喜1213-1

☎ 0480-93-6403

昨年は、皆様方のご理解ご協力をいただき、事業区域の一部について仮換地指定を行い、本事業施行後はじめて工事に着手することができました。また、完成した区間の一部については、下水道（汚水）の使用を開始することができました。あらためて厚く御礼申し上げます。

本年も、昨年に引き続き仮換地指定区域内において、街路や上下水道等の工事を順次進めてまいります。工事期間中は、宅地・農地等の使用や道路の通行に支障が生じたり、工事に伴う騒音や工事車両の通行等で、皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、今後とも、より一層のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今年度の工事予定をお知らせします

今年度予定している工事は次のとおりです（工事箇所につきましては、3ページをご覧ください）。

①	水道・下水道（汚水）工事
②	街路・水道・下水道（汚水）工事



工事期間中はご迷惑をおかけしますが、安全対策等に十分配慮しながら進めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

建築行為等を行う場合は許可が必要です

事業地区内において建築行為等（建物の新增築はもちろん、土地の掘削・盛土、物件の設置・たい積等も含みます。）を行うときは、土地区画整理法第76条の規定により、許可が必要になります。

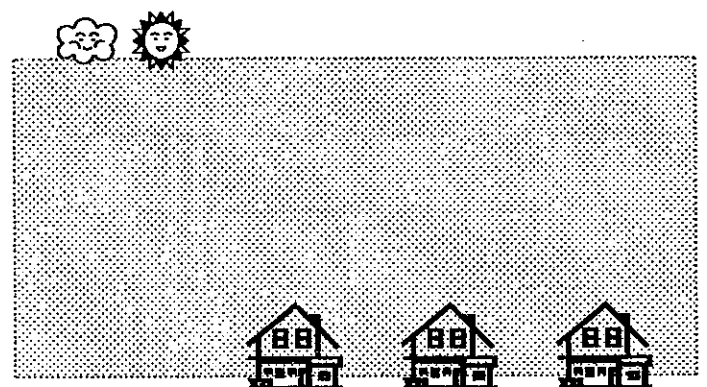
建築行為等が可能かどうかは、工事等の進捗状況や整理前後の土地の位置、形状等によって個々に判断することになります。たとえば、仮換地が指定された土地であっても、工事や建物移転の事情等により、ただちに仮換地を使用できない場合や、仮換地は使用できるが、接道の状況等建築基準法上の要件を満たしていない場合等により、建築行為等が行えないことがあります。

皆様が建築行為等を行う場合は、街路や下水道等が整備され、仮換地が使用できる時期まで、できるだけ延期していただけるようお願いいたします。

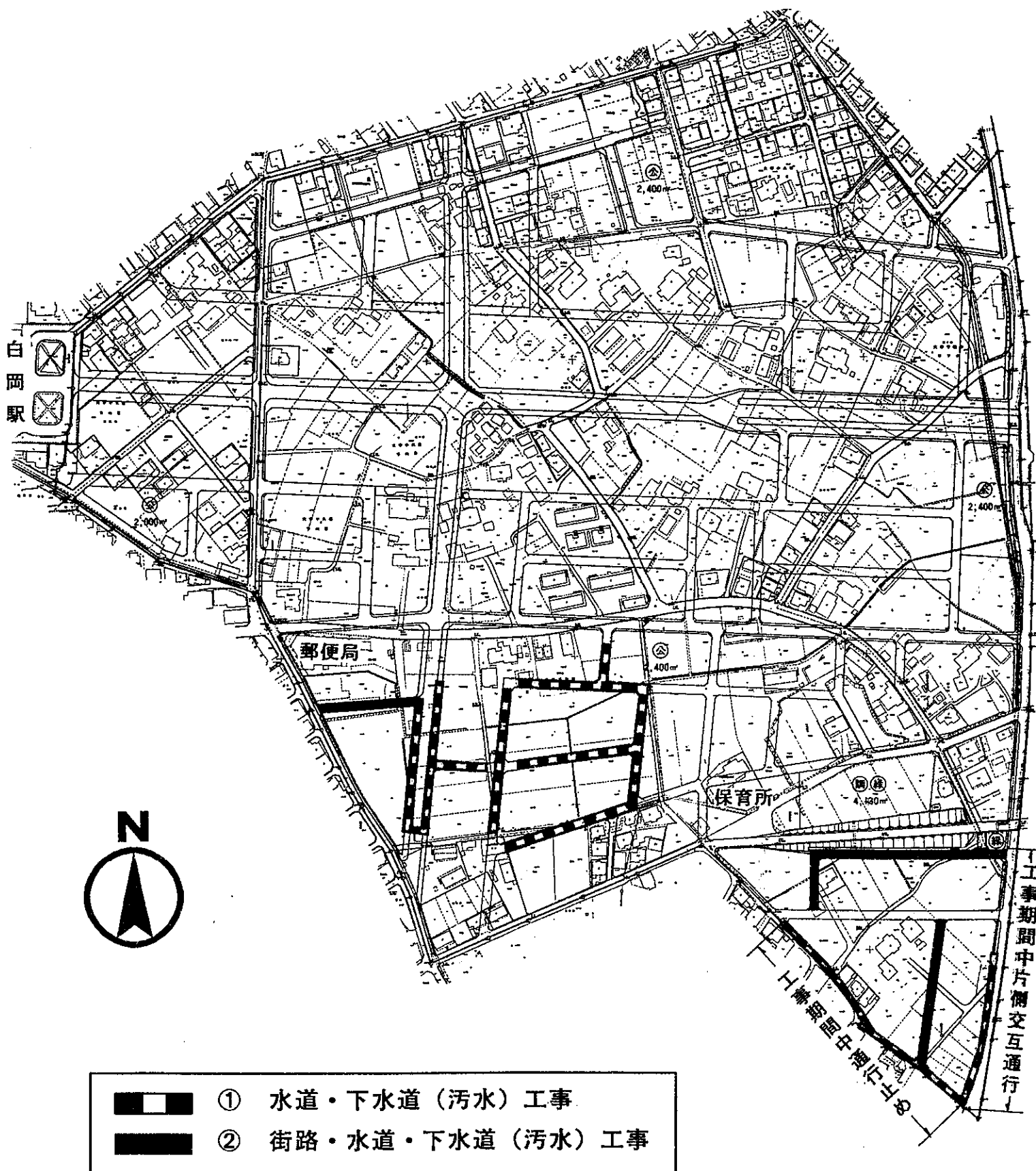
やむを得ない事情等により建築行為等を行う場合には、「その建築物等が事業施行の障害となったときの移転経費等は自己負担になります」といった内容の許可条件を付けさせていただくことがあります。

もし、許可条件に反して、または許可を受けずに建築行為等を行った場合には、現状に回復または移転、除却をしていただくことがあります。

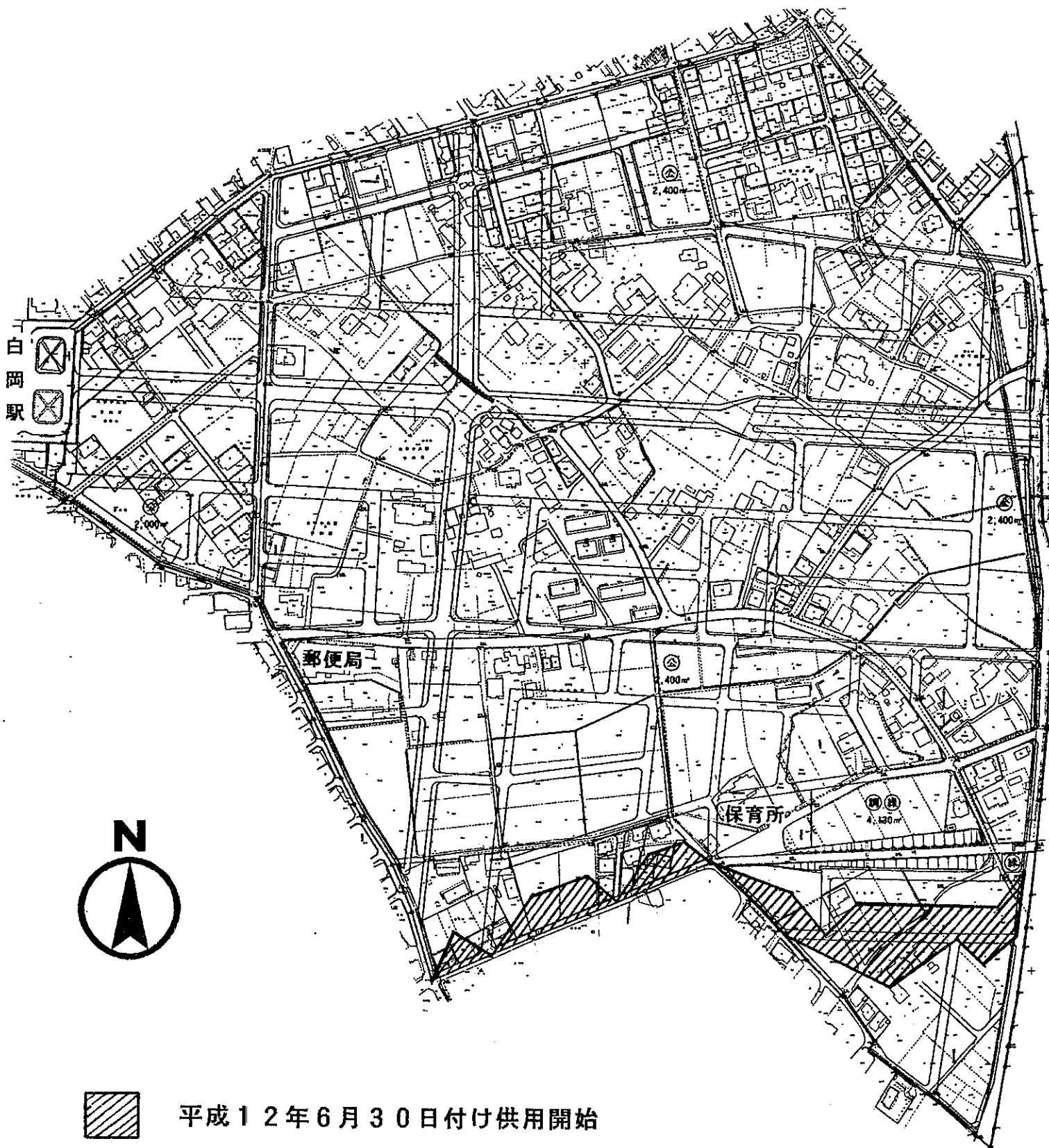
土地区画整理事業の施行の障害とならないよう、また皆様の無益な投資を防ぐため、地区内で建築行為等を計画される場合には、あらかじめ土地区画整理事務所へご相談ください。



平成 1 2 年度工事予定箇所



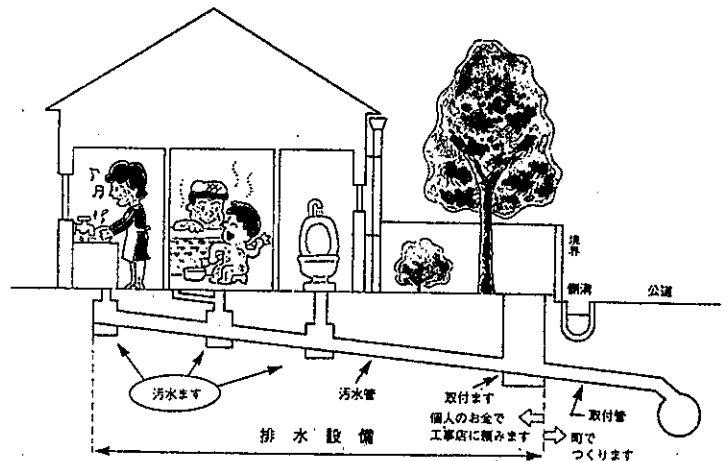
下水道（污水）供用開始区域



下水道（汚水）の供用開始について

昨年度実施した工事の完成に伴い、一部の区域について下水道（汚水）が使用できるようになりました（4ページをご覧ください）。

使用の申し込み等についてご不明な点がありましたら、下水道課または当土地区画整理事務所までお問い合わせください。



土地の所有権移転・分合筆をするときは？

土地の売買・相続・贈与等の所有権移転については、換地処分後の一時期を除き、いつでも行うことができますが、現在の土地の状況だけではなく、仮換地（または仮換地案）の位置・形状・面積等を十分考慮したうえで行ってください。

また、土地の分筆・合筆をされる場合、仮換地（または仮換地案）についても分割・合併が生じることになりますので、仮換地（または仮換地案）を将来どのように利用されるのかを想定し、分筆・合筆をされるようお願いいたします。なお、工事等により土地の現況が変化したため、分筆・合筆ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

これら土地の異動については、届出等が必要になりますので、あらかじめ土地区画整理事務所へご相談ください。

